

令和5年3月17日

八幡平市

懲戒処分の公表

地方公務員法第29条及び八幡平市職員の懲戒処分に関する指針の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

記

【懲戒処分】

1 被処分者 主事級 20代男性職員

2 処分の理由及び処分の内容

被処分者は、令和3年度において、母子家庭等自立支援教育訓練給付金給付事務を担当した際に、申請者から7月に請求があったにもかかわらず、給付を怠ったほか、これを給付するため、令和4年3月に、他事業の支給データを改ざんし、この給付額を加え、請求者に不正に支払ったものです。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の規定及び八幡平市職員の懲戒処分に関する指針第2条の規定（別表の「1 一般服務」の「不適切な事務処理」）に該当するので、懲戒処分として減給（3月間の給料の月額10分の1の額）としました。

3 処分発令日 令和5年3月17日